

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定)について

(諮問第3024号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	7
3	申請概要	8
4	審査結果	11

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成22年9月14日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根 岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成22年6月29日付け諮問第3024号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
 (既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定)

意見	再意見	考え方(案)
意見1 光屋内配線についても、メタルの屋内配線と同様、ユーザへの無償譲渡を可能とするスキームを実現すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償での譲渡が可能となっておりますが、ユーザー利便向上の観点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ メタル屋内配線については、工事の時点で、お客様に屋内配線工事費を「全額ご負担」頂いており、ユーザーへ無償で譲渡しているわけではありません。</p> <p>なお、本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更にかかる申請内容とは関係のないものと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更に係る申請内容とは関係のないものと考えます。</p> <p>なお、当社がメタル屋内配線を構築する場合には、屋内配線工事費をお客様にご負担頂いているため、「ユーザーへ無償での譲渡が可能」とのご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>○ 今回の接続約款変更案は、NTT 東西が所有する既設光屋内配線について、NTT 東西の加入光ファイバと接続して使用する場合における転用に係る工事費の負担額を定めたものであるが、利用者利便向上の観点からは、平成21年10月16日付情報通信審議会答申(接続ルール答申)でも示されたとおり、NTT 東西の加入光ファイバと接続しない場合において、NTT 東西の光屋内配線を接続事業者に譲渡するスキームの実現に向けて取り組むことが適当である。</p> <p>なお、当該譲渡を行う際には、相手事業者との双務性に留意しつつ、工事等に生じた費用等を踏まえた上で、その料金及び提供条件等を設定することが適当である。</p>
意見2 NTT 東西より申請のあった転用料金案は、転用した光屋内配線を再度 NTT 東西が利用(再転用)する場合にも一律に適用されるが、接続事業者が調達	再意見2	考え方2

<p>に要する費用は新設の場合と転用の場合で異なるため、新設により光屋内配線を設置した比率が高い事業者は取引上不利となる。したがって、運用実績を踏まえた上で、適時適切な見直しを検討すべき。</p>		
<p>○ 今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律料金となっていますが、事業者が光屋内配線を調達する場合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるため、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを検討して頂きたいと考えます。</p> <p>なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の償却状況を反映した見直しを継続するものと理解しています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 光屋内配線に係る工事費については、新設時、転用時それぞれの工事实態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、個々の光屋内配線設備の使用年数によらず、一律に料金を設定しておりますが、これは、多大なコストをかけて個々の設備毎に使用年数や設置の経緯等の管理・運用を行うよりも、他事業者様にご負担いただく費用が安くすむと考えるからです。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、毎年度の償却状況を反映した料金とする考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 光屋内配線に係る工事費については新設時、転用時それぞれの工事实態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、現在、個々の光屋内配線設備毎に使用年数や設置の経緯を管理・把握しておらず、仮に個々の設備の使用年数に応じた料金を設定することとした場合、当該設備を管理・運用するために多大な費用や稼働が生じることから、他事業者様のご利用分を含めた光屋内配線全体の残価率を用いた一律料金を設定しているものです。</p>	<p>○ KDDI の意見にあるとおり、今回の転用料金(工事費)は、転用した光屋内配線を再度 NTT 東西に再転用する場合にも一律に適用されることであり、当該転用料金は、NTT 東西全体の光屋内配線の残価等から算定しているところである。</p> <p>この点、NTT 東西の再意見にあるとおり、転用料金の算定にあたって、設備毎に使用年数等について管理・運用することは多大なコストと稼働が生じることから、現時点で一律の工事費を設定することには一定の合理性がある。</p> <p>なお、NTT 東西においては、設備の償却状況等を反映した上で、毎年料金を改定することが必要であり、総務省においては、相互転用及びその支払額等に関する競争状況を注視し、必要に応じて適時適切な対応をとることが適当である。</p>

	既設設備負担額(転用料金)については、毎年度の償却状況を反映した金額とする考えです。 (NTT 西日本)	
意見3 NTT 東日本が接続約款変更案に規定した宅内工事を行わないメニューについては、NTT 西日本もメニュー化を早期に実現すべき。	再意見3	考え方3
○ 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本が今回申請した宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本もメニュー化を早期に実現すべきです。これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。 (KDDI)	○ 当社としても、光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについて検討をしていく考えです。 (NTT 西日本)	○ 宅内工事を行わない光屋内配線工事の導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT 西日本においても、その実現に向けて早期に取り組むことが適当である。 なお、NTT東日本においても、今回規定された接続約款が速やかに運用可能となるよう関係事業者間で協議等を行うことが適当である。
意見4 B フレッツからフレッツ光ネクストに乗り換える際に、ユーザーに工事費を負担させるのは問題である。	再意見4	考え方4
○ 初期工事費について、NTT は結局の所、キャンペーンと称した永遠に続くかに思われる、実質無料(以前は完全無料)で運営がなされている訳で、工事料金については、下請けの通信建設会社を食わせる為の費用な訳だからどう算出されようが、たいした問題でない様に感じます。しかしながら、そのキャンペーンにおける不平等の方は、問題だと思いません。結局の所、政府指導の下、そのキャンペーンはブロードバンドの普及促進の為に「1人1回」を根拠にそのキャンペーンは行われている訳ですが、同一個人が引越先での再加入による工事費用がキャンペーン対象になるのに対し、B フレッツ(フレッツ光が不提供の時期に契約したから B フレッツを利用し		○ ご指摘の点は、NTT 東西の利用者向けのキャンペーン料金に係るものであり、今回の接続約款変更案に直接関係するものではないため、参考意見として承る。

<p>ていたのに)からフレッツ光に乗り換える際には、工事費用対象となります。ここで「1人1回」の根拠は崩れ去っています。通常の民間企業であれば、初期段階から契約しているお客様を大切にするために最新提供サービスへのバージョンアップに必要な経費について、無料キャンペーンをするのではないのでしょうか？本来、あるべき姿から逸脱した、消費者目線の無い企業という事になります。NTTの筆頭株主である国が、そういう指導をしている事は問題視せざるを得ません。この点は、アクセス網の分社化においても、同様の事が言えると思います。他社利益にしかならない、経営方針を筆頭株主が打ち出し、実行するなど、民間会社では、あり得ない話ですよ。筆頭株主自らが、そんな事をするのなら、他の株主が納得出来るだけの根拠を示さなければいけないと思います。それは、NTTの社長がすべき話ではなく、国が一般の株主にきっちり説明する事ですから、勘違いなされない様にお願ひ致します。民営化されど国営的な企業である事は事実として認識した上で、他企業は20年前に新規参入された企業の口車に乗る事が、政策だ言うならちゃんちゃらおかしい話ですよ。</p> <p>(個人)</p>		
—	再意見5 既設光屋内配線の転用ルールの整備は、ブロードバンド利用率向上を考える上でも有効であり賛成。	考え方5
	○ FTTH 市場における事業者間競争の環境整備及び利用者利便性の向上を目的とした今回の既設屋内配線の転用ルール整備につきまして、賛成致します。	○ 賛同意見として承る。

	<p>本件及び本年 3 月に認可された「FTTH サービスの屋内配線に係る使用料等の設定」につきましては、現在 ICT タスクフォースにて活発に議論がされている「光の道」構想実現のためのブロードバンド利用率向上を考える上でも、有効な施策であると考えます。</p> <p>今後においても、今回のように接続事業者及び利用者からの意見や課題提起を踏まえ、ブロードバンド利用率向上のための検討が引き続き行われていくことを期待致します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
--	--	--

平成22年9月28日

総務大臣  
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成22年6月29日付け諮問第3024号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

## 2. 申請年月日

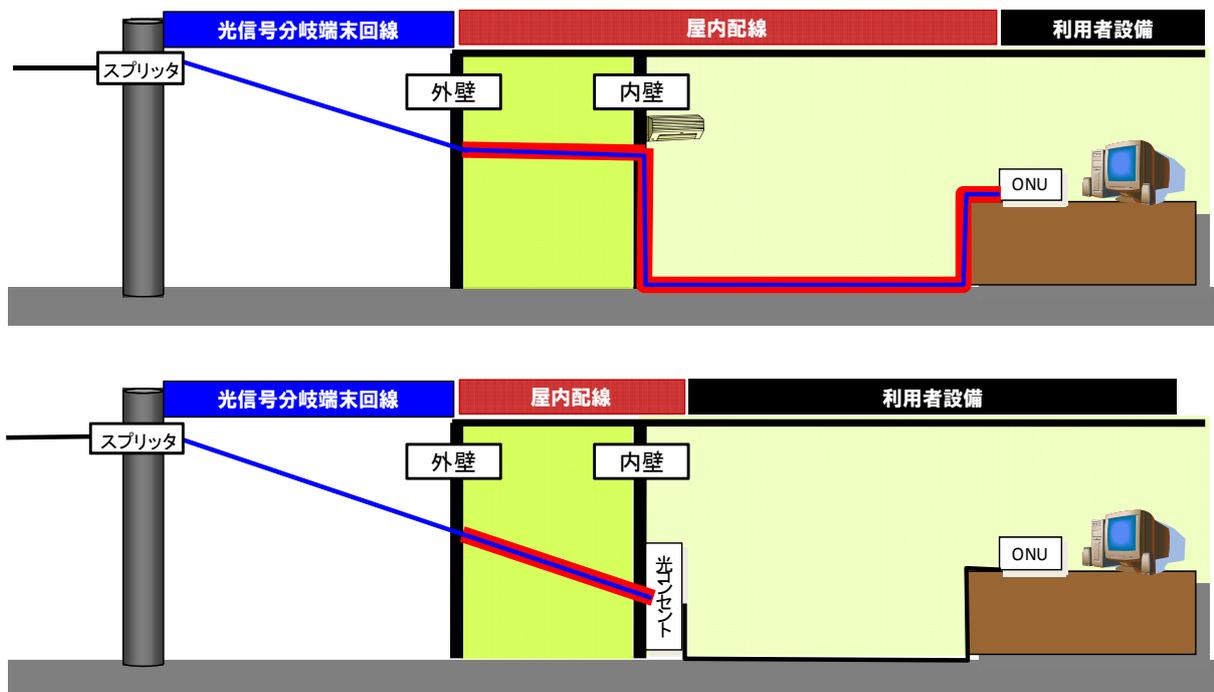
平成22年6月23日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)において示された固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、NTT東西の加入ダークファイバと接続してFTTHサービスを提供する場合における既設屋内配線に係る工事費の設定等所要の規定の整備を行うものである。



## II 主な変更内容

### 1) FTTHサービスの屋内配線の転用に係る工事費

NTT東西の設置するFTTHサービスの戸建て向け屋内配線については、接続ルール答申において第一種指定電気通信設備に該当すると整理することが適当とされるとともに、既設屋内配線の転用ルールを整備することが必要とされたところである。

この接続ルール答申等を踏まえ、NTT東西のフレッツ光サービスの利用等のため既にNTT東西が設置した戸建て向け屋内配線を接続事業者が利用(転用)する場合の工事費について、今回新たに規定するものである。

なお、現在NTT東西においては、既設設備の利活用や宅内工事削減のため光コンセント<sup>※1</sup>の設置を進めており、既設屋内配線に光コンセントが設置されていない場合には、これを設置した上で接続事業者が利用することとしている。

※1 屋外から引き込んだ光ファイバをONUに接続する際に取り外し可能とするため宅内の壁面に設置する器具であり、配線変更等の負担を軽減するもの。

#### ■工事費

区分		東日本		西日本 <sup>※3</sup>	
		光コンセント 既設	光コンセント 新設	光コンセント 既設	光コンセント 新設
光屋内配線 工事費 <sup>※2</sup>	宅内工事を行う場合	13,570 円	12,273 円	9,611 円	10,475 円
	宅内工事を行わない場合	7,660 円	—	—	—
(参考)					
新設の際の工事費		18,828 円		18,703 円	

※2 工事費の料金額は平日昼間の場合。

※3 NTT西日本のONUの撤去に併せて、宅内工事を行う場合の工事費。

### 2)算定方法

上記料金の算定に当たっては、光屋内配線1回線当たりの取得固定資産価額(平日・土日祝日加重後)に当該光屋内配線の平均残価率(ユーザから得られた工事料収入等の控除を行った上で計算)を乗じて、既設設備に係る工事料の転用先事業者負担額を算定している(光コンセントの設置の有無に分けて算定)。

また、接続事業者への転用に当たりNTT東西が開通試験や光コンセントの設置を行う場合には、当該試験等に係る工事实費を加算して工事費を算定している。なお、NTT東西がフレッツ光サービス解約に伴うONUの撤去作業を同時に行う場合については、派遣費用に係る接続事業者負担額は2分の1として算定している。

## ■工事費の算定

区分	東日本		西日本	
	光コンセント 既設	光コンセント 新設	光コンセント 既設	光コンセント 新設
既設設備負担額	7,660 円	6,870 円	5,794 円	5,123 円
工事实費 <sup>※4</sup>	5,910 円	5,403 円	3,817 円	5,352 円
派遣費	○	1/2	1/2	1/2
光コンセント新設費	—	○	—	○
現況確認・試験費	○	○	○	○
光屋内配線工事費(宅内工事を行う場合)	13,570 円	12,273 円	9,611 円	10,475 円
光屋内配線工事費(宅内工事を行わない 場合) <sup>※5</sup>	7,660 円	—	—	—

※4 工事实費については、作業単金(H22年度認可料金)に作業時間を乗じて算定。

※5 宅内工事を行わない場合の工事費については、既設設備負担額のみから算定。

## 3)その他

NTT東西から光屋内配線を転用した事業者が当該光屋内配線の利用を終了した後に、NTT東西が他の接続事業者または自社のために当該光屋内配線を転用した場合には、NTT東西が当該光屋内配線の利用を終了した事業者に対し光コンセント設置済の既設設備に係る工事料の転用先事業者負担額を支払うものとする等、所要の規定の整備を行う。

なお、平成22年4月1日以降、接続約款変更実施日までに本申請で規定する工事を行った場合については、工事費を遡及して適用する。

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	適	本件申請に係る工事費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利な記述は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記述は認められない。

接続約款変更認可申請書



東相制第 10-41 号  
平成 22 年 6 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいは

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限ります。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>	<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限ります。以下、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第11項から第13項及び第34条の11(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)において同じとします。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の光屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>

が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

11 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みに含めて既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する工事の申込みを行う接続申込者は、予め利用者宅内に設置されたその光屋内配線の設置態様等を確認した上で、その申込みを行うものとします。

12 接続申込者から前項に規定する申込みがあったものの、その光屋内配線をそのまま転用できないとき(光屋内配線の張替え又は終端の延長が必要となるときをいいます。)は、当社は、光屋内配線を新たに設置する工事が接続申込者から申込みされたものとみなし、その工事を実施するものとします。

13 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みに含めて光屋内配線工事の申込みを行う接続申込者は、その申込みに係る光屋内配線の利用を終了した場合には、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用する場合があることを予め承諾するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第34条の11 協定事業者が当社の光屋内配線の利用を終了した後に、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用した場合には、その協定事業者に対し、別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を支払います。

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下この条及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)において同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ～テ (略)
(8)-2～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備考
(1) (略)			
(2) 当社の屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合	(略)	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合	(ア)～(ウ) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8)～(10) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ～テ (略)
(8)-2～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備考
(1) (略)			
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合(イ欄を適用する場合は除きます。)	(略)	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア)～(ウ) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(7)-2 光屋内配線工事費の適用	協定事業者が当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)の利用を終了した後、その利用を再開する場合には、2(工事費の額)2-1第27-2欄ウ欄に規定する料金額から別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を減じた金額を適用します。
(8)～(10) (略)	(略)

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)～(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	
(27) 構内伝送路設備工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工又は延長する工事（第27-2欄イ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置等する工事に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	18,828 円	_____
			土日祝日昼間	21,993 円	_____
	1 工事ごとに	平日昼間	12,237 円	_____	
		土日祝日昼間	14,761 円	_____	
	ア 屋内配線を設置する場合				
	イ アを適用する工事により設置した屋内配線を利用する協定事業者からの申込みに基づきその屋内配線を加工する場合				
(28)～(37) (略)		(略)	(略)	(略)	

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)～(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	
(27) 構内伝送路設備工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工（ <u>短縮又は簡易なルート変更をいいます。以下第27-2欄において同じとします。</u> ）又は延長する工事（第27-2欄イ欄又はウ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	18,828 円	_____
			土日祝日昼間	21,993 円	_____
	1 工事ごとに	平日昼間	12,237 円	_____	
		土日祝日昼間	14,761 円	_____	
		ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	7,660 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	13,570 円	_____	
	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	14,789 円	_____	
	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	12,273 円	_____	
	②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに	13,278 円	_____	
	(イ)利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	12,273 円	_____	
		1 工事ごとに	13,278 円	_____	
(28)～(37) (略)		(略)	(略)	(略)	

第2 手続費

- 1 適用 (略)  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端 末回線に 関する情 報(第10 条の2(事 前照会)第 2項第8 号に係る ものに限 ります。) を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(ア)光信号 端末回線 (既に設置 された当 社の屋内 配線を除 きます。) に係る情 報を提供 する場合	(略)	(略)	—
			(イ)既に 設置され た当社 の屋内配 線に係る 情報を提 供する場 合	(略)	(略)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端 末回線に 関する情 報(第10 条の2(事 前照会)第 2項第8 号に係る ものに限 ります。) を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(ア)光信号 端末回線 (既に設置 された光 屋内配線 を除きま す。)に係 る情報を 提供する 場合	(略)	(略)	—
			(イ)既に 設置され た光 屋内配線 に係る情 報を提供 する場 合	(略)	(略)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	7,660円	—

附 則

この改正規定は、認可後、速やかに実施します。ただし、平成22年4月1日からこの改正規定実施日までの間に、料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-1(工事費)第27-2欄ウ欄の規定に該当する工事を行っていた場合には、改正後の光屋内配線工事費を遡及して適用するものとします。

# その他費用の算定根拠 (NTT東日本)

工事費

・既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合の工事費(1工事ごとに)

(ア)利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤を利用する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3.472 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	17.748 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3.472 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	20.692 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	17.748 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	20.692 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	61.9% (単位:%)	
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	38.1% (単位:%)	平成20年度実績
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	4,239.370 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	79.997 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	79.997 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	12.563 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	67.434 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	48.1% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	32.436 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	40.5% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	40.5% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7.642 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	5.897 (単位:円)	①×②

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	7.113 (単位:円)	①×②

c. 工事費

①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7.642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事費	7.660 (単位:円)	①×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7.642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5.897 (単位:円)	b. の(i)の③
③工事費	13.570 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7.642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	7.113 (単位:円)	b. の(ii)の③
③工事費	14.789 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ)利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2.941 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	16.181 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2.941 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	18.911 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日昼間・土日祝日昼間加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	16.181 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	18.911 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	61.9% (単位:%)	平成20年度実績
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	38.1% (単位:%)	
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	4,239,370 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	73,006 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	73,006 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	12,563 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	60,443 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	48.1% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	29,073 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	39.8% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	39.8% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	531 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,391 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	531 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	6,393 (単位:円)	①×②+③

c. 工事費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5,391 (単位:円)	b. の(i)の④
③工事費	12,273 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	6,393 (単位:円)	b. の(ii)の④
③工事費	13,278 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ウ)既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	金 額 等	備 考
①精算額	7,660 (単位:円)	(ア)のa. の(c)の③×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)



接続約款変更認可申請書

西相制第 31 号  
平成 22 年 6 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかとおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。))を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。))が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。))と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>	<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。))以下、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第11項から第13項及び第34条の11(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)において同じとします。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。))が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の光屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。))と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>

が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

11 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する工事の申込みを行う接続申込者は、予め利用者宅内に設置されたその光屋内配線の設置態様等を確認した上で、その申込みを行うものとします。

12 接続申込者から前項に規定する申込みがあったものの、その光屋内配線をそのまま転用できないとき(光屋内配線の張替え又は終端の延長が必要となるときをいいます。)は、当社は、光屋内配線を新たに設置する工事が接続申込者から申込みされたものとみなし、その工事を実施するものとします。

13 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて光屋内配線工事の申込みを行う接続申込者は、その申込みに係る光屋内配線の利用を終了した場合には、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用する場合があることを予め承諾するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第34条の11 協定事業者が当社の光屋内配線の利用を終了した後に、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用した場合には、その協定事業者に対し、別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を支払います。

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下この条及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)において同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア~エ (略) オ 利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ~テ (略)
(8)-2~(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社の屋内配線を利用する場合の加算額		
ア 既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合	(略)	_____
イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合	(ア)~(ウ) (略)	(略)
		_____

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(8)~(10) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア~エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ~テ (略)
(8)-2~(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額		
ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合(イ欄を適用する場合は除きます。)	(略)	_____
イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア)~(ウ) (略)	(略)
		_____

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(7)-2 光屋内配線工事費の適用	協定事業者が当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)の利用を終了した後、その利用を再開する場合には、2(工事費の額)2-1第27-2欄ウ欄に規定する料金額から別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を減じた金額を適用します。
(8)~(10) (略)	(略)

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)~(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	
(27) 構内伝送路設備設置工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工又は延長する工事（第27-2欄イ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	—	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を設置等する工事に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	18,703 円	—
			土日祝日昼間	21,773 円	—
	1 工事ごとに	平日昼間	12,167 円	—	
		土日祝日昼間	14,614 円	—	
	イ アを適用する工事により設置した屋内配線を利用する協定事業者からの申込みに基づきその屋内配線を加工する場合				

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考		
(1)~(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)		
(27) 構内伝送路設備設置工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工（短縮又は簡易なルート変更をいいます。以下第27-2欄において同じとします。）又は延長する工事（第27-2欄イ欄又はウ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	—		
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	平日昼間	18,703 円	—
			土日祝日昼間	21,773 円	—	
	1 工事ごとに	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	平日昼間	12,167 円	—	
			土日祝日昼間	14,614 円	—	
	1 工事ごとに	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	平日昼間	9,611 円	—
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	平日昼間	11,671 円	—
			① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	平日昼間	10,379 円	—
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	平日昼間	12,853 円	—

(28)～(38) (略)	(略)	(略)	(略)
---------------	-----	-----	-----

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額

2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端 末回線に 関する情 報(第10 条の2(事 前照会)第2項 第8号に係 るものに 限ります。 )を提供 する場合 に要する 費用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用 イ (略)	(ア) 光信号端末回線 (既に設置された当 社の屋内配線を除き ます。)に係る情報を 提供する場合	(略)	(略)	—
			(イ) 既に設置された当 社の屋内配線に係る情 報を提供する場合	(略)	(略)	
				(略)	(略)	
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

(イ)利用者宅 内の壁面に 新たに光成 端盤を設置 する場合	① 当社に よる当社 の回線終 端装置の 撤去に併 せて、既に 設置され た光屋内 配線の利 用に係る 工事を 行う場合	1工 事ご とに	平日昼 間 土日祝 日昼間	10,475円	—
	② 当社に よる当社 の回線終 端装置の 撤去とは 別に、既に 設置され た光屋内 配線の利 用に係る 工事を 行う場合	1工 事ご とに	平日昼 間 土日祝 日昼間	12,541円 13,931円	—
(28)～(38) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額

2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端 末回線に 関する情 報(第10 条の2(事 前照会)第2項 第8号に係 るものに 限ります。 )を提供 する場合 に要する 費用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用 イ (略)	(ア) 光信号端末回線 (既に設置された光 屋内配線を除きま す。)に係る情報を提 供する場合	(略)	(略)	—
			(イ) 既に設置された光 屋内配線に係る情報を 提供する場合	(略)	(略)	
				(略)	(略)	
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	5,794円	—

附 則

この改正規定は、認可後、速やかに実施します。ただし、平成22年4月1日からこの改正規定実施日までの間に、料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-1（工事費）第27-2欄ウ欄の規定に該当する工事を行っていた場合には、改正後の光屋内配線工事費を遡及して適用するものとします。

# その他費用の算定根拠 (NTT西日本)

工事費

・既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合の工事費(1工事ごとに)

(ア)利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤を利用する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2,300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3,434 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	17,623 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2,300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3,434 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	20,477 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	17,623 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	20,477 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	66.4% (単位:%)	
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	33.6% (単位:%)	平成20年度実績
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18,582 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18,582 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	3,770,819 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	70,069 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	70,069 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	17,746 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	52,323 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	41.6% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	21,766 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	31.1% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18,582 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	31.1% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,779 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(a)当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0,617 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	3,806 (単位:円)	①×②

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0,617 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	4,572 (単位:円)	①×②

(b)当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0,950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	5,861 (単位:円)	①×②

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0,950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	7,040 (単位:円)	①×②

c. 工事費

①当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,779 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	3,806 (単位:円)	b. の(a)の(i)の③
③工事費	9,611 (単位:円)	(①+②) × (1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,779 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	4,572 (単位:円)	b. の(a)の(ii)の③
③工事費	10,379 (単位:円)	(①+②) × (1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,779 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5,861 (単位:円)	b. の(b)の(i)の③
③工事費	11,671 (単位:円)	(①+②) × (1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,779 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	7,040 (単位:円)	b. の(b)の(ii)の③
③工事費	12,853 (単位:円)	(①+②) × (1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ)利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2,133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2,926 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	16,084 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2,133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2,926 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	18,732 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日昼間・土日祝日昼間加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	16,084 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	18,732 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	66.4% (単位:%)	平成20年度実績
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	33.6% (単位:%)	
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	16,974 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	16,974 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	3,770,819 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	64,006 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	64,006 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	17,746 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	46,260 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	41.6% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	19,244 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	30.1% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	16,974 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	30.1% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5,109 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(a)当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	508 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5.338 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	508 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	6.310 (単位:円)	①×②+③

(b)当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.169 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.117 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	508 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る作業実費	7.399 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.410 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.117 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	508 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る作業実費	8.785 (単位:円)	①×②+③

c. 工事費

①当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5.109 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5.338 (単位:円)	b. の(a)の(i)の④
③工事費	10.475 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5.109 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	6.310 (単位:円)	b. の(a)の(ii)の④
③工事費	11.450 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5.109 (単位:円)	a. の(c)の③
②作業実費分	7.399 (単位:円)	b. の(b)の(i)の④
③工事費	12.541 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	5.109 (単位:円)	a. の(c)の③
②作業実費分	8.785 (単位:円)	b. の(b)の(ii)の④
③工事費	13.931 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ウ)既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	金 額 等	備 考
①精算額	5.794 (単位:円)	(ア)のa. の(c)の③×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)